

(有)トムセカンド

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させる事が出来、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、その能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2028年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標：小学校3学年終了前までの子を養育する労働者は、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるために休暇の取得が可能。
*1日または時間単位

<対策>

- 2023年 4月～ 労働者全員に周知する
希望者は、店長へ申し出る

育児休業の法律改正

〈令和4年10月1日施行〉

- ・産後パパ育休（原則として出生後8週間以内の子を養育するためにする休業）
- ・育児休業の分割取得